

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 食品・生活衛生課 | 整理番号 | 18-2 |
|-----------------------|--|----------|------|------|
| 処分の種類 | 製菓衛生師免許の取消し | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 製菓衛生師法第8条 | | | |
| 処分の概要 | 製菓衛生師免許の取消し | | | |
| 処分基準 (未設定の場合はその理由) | <p>未設定(過去に処分実績がなく、あらかじめ法令の定め以上に具体化した処分基準を設定することが困難であるため)</p> <p>【参考】 ・製菓衛生師法 第八条 都道府県知事は、製菓衛生師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。 一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者 二 その責に帰すべき事由により、菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |